

質問書に対する回答

(件名) 東北自動車道 鬼怒川橋耐震補強工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書P1 1-2 工事箇所	工事箇所が東北自動車道の鬼怒川橋と箒川橋の1km以上離れた箇所となっています。 点在箇所での積算は適用されていますか？ご教示願います。	点在箇所での積算の適用は想定していません。
2	特記仕様書P1 2. 適用する共通仕様書	適用する共通仕様書は、令和4年7月版と記載されています。適用する土木工事積算基準は令和4年7月版と令和5年7月のどちらを適用されていますか？ご教示願います。	積算基準は入札公告時点のものの適用を想定しています。
3	特記仕様書P15 建設副産物について	(3) 建設汚泥、研削材・ケレンかす、廃塗膜の処分に要する費用については協議の対象と記載されています。 コンクリート表面処理・断面修復及び支承橋座コンクリート取壊し等のウォータージェットで発生する建設汚泥の運搬・処分費が協議対象と考えてよろしいでしょうか？ご教示願います。	そのとおりお考えください。
4	特記仕様書P25 【中毒対策】22) について	各種剥離剤用安全衛生保護具について、想定されている1日当たりの使用個数をご教示願います。	想定している安全衛生保護具の数量として提示できるのは割掛対象表参考内訳書に示した数量のみとなります。
5	特記仕様書P25 【中毒対策】22) について	保護長靴（化学防護長靴）については、毎日新品に取り替えることを想定されていますでしょうか？ご教示願います。	保護長靴（化学防護長靴）の毎日の取り替えは想定していません。
6	特記仕様書P28 断面修復工について	24-11-3-3記載の、清水の調達、濁水処理 積算上の条件（使用数量等）をご教示願います。	清水の調達は特記仕様書1 3-3に記載の場所を想定しておりますが、清水の調達、濁水の処理等積算上の条件（数量等）について指定はありませんので、必要な費用を計上してください。
7	特記仕様書P30 支承取替工について	支承取替工における設計積算上の計上についてご教示願います。 ① NEXCO積算基準にて計上、② 橋梁架設工事の積算のパッケージにて計上、③ 作業ごとの積上げ計上 ④ 見積徴収により計上、⑤ その他	①及び②のうち施工内容に合致したものの適用を想定しています。
8	特記仕様書P37 あと施工アンカー定着工について	あと施工アンカー定着の接着剤は無機系・有機系の指定はあるのでしょうか？ご教示願います。	共通仕様書1 7-5-3「緑端拡幅工）（8）に記載のとおり、構造物施工管理要領に示す性能を満たす材料であれば、無機系・有機系の指定はありません。
9	特記仕様書P38 中間貫通鋼材Aについて	鋼材挿入に伴う削孔については、既設鉄筋探査の結果を考慮して実施しますが、障害物（既設鉄筋組立用架台や段取り筋等）の影響により、削孔不能となる事も想定されます。再削孔に掛かる費用やミス孔補修に掛かる費用は協議の対象と考えてよろしいでしょうか？ご教示願います。	再削孔やミス孔補修に要する費用については協議の対象とはなりません。 ただし、設計図書に示す条件から変更が発生し、監督員の変更指示に伴い新たに発生した費用については協議対象となります。
10	特記仕様書P44 剥離剤用安全衛生保護具費について	剥離剤用安全衛生保護具の処分費については別途協議の対象と考えてよろしいでしょうか？ご教示願います。	そのとおりお考えください。
11	特記仕様書P44 共通仮設費について	剥離剤用安全衛生保護費について、衛生保護具は日当り人数・休憩回数等で個数を変更します。実使用個数での協議対象と考えてよろしいでしょうか？ご教示願います。	衛生保護具の数量は指定するものではありませんので、実使用個数での協議は致しません。 ただし、設計図書に示す条件から変更が発生し、監督員の変更指示に伴い新たに発生した費用については協議対象となります。

質問書に対する回答

(件名) 東北自動車道 鬼怒川橋耐震補強工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
12	特記仕様書P45 仮設備工事費について	コンクリートの削孔で鉄筋との干渉や削孔位置が変わることにより、仮受ブラケット及び段差防止ブラケット等の形状が変更になる事が想定されます。仮設備工事費が増加する場合は、協議の対象と考えてよろしいでしょうか？ご教示願います。	仮設備工事費の内容については指定するものではありませんので、それ自体は協議の対象とはなりません。 ただし、設計図書に示す条件から変更が発生し、監督員の変更指示に伴い新たに仮設備工事費に該当する項目が必要になった場合は協議対象となります。
13	鬼怒川橋001/367図面について	大型車はA1・A2側進入可能であると考えてよろしいでしょうか。また、借地等の対策が必要になった場合は協議対象でしょうか。ご教示願います。	大型車の進入は可能と考えています。 監督員が借地等の対策を必要と判断し、これを指示した場合は協議対象となります。
14	箒川橋001/137図面について	大型車はA2側進入可能であると考えてよろしいでしょうか。また、借地等の対策が必要になった場合は協議対象でしょうか。ご教示願います。	上記回答と同様です。
15	全般（適用する単価について）	土木工事等単価ファイルは、令和5年4月改定と令和5年7月改定のどちらを適用されていますか？ご教示願います。	入札時（入札書提出期限日）における単価の適用を想定しています。
16	全般（適用する単価について）	令和5年4月改定の東京支社管内 工事材料単価一覧表を適用されていると考えてよろしいでしょうか？ご教示願います。	質問に記載されている「東京支社管内 工事材料単価一覧表」の適用は考えていません。
17	全般（適用する単価について）	建設物価・積算資料等各種見積単価の採用年月日は令和5年6月と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	積算価格は、入札時（入札書提出期限日）における市場価格の適用を想定しています。